

(様式5)

判断基準が法令の定めについて言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号	2	担当課	薬務衛生課
法令名	大麻取締法	根拠条項	10-6	許認可等の内容	大麻取扱者免許再交付申請
○大麻取締法 <p style="text-align: right;">(昭和二十三年七月十日) (法律第二百二十四号)</p> <p>第十条 大麻取扱者は、免許の取消を受けようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。</p> <p>2 大麻取扱者が死亡又は解散したときは、相続人(相続人のあることが明らかでないときは、相続財産の管理人。以下同じ。)又は清算人は、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の申請又は前項の届出があつたときは、大麻取扱者名簿の登録をまつ消する。</p> <p>4 大麻取扱者は、大麻取扱者免許が第十八条の規定により取り消され、その他その効力を失つたときは、大麻取扱者免許証を都道府県知事に返納しなければならない。</p> <p>5 大麻取扱者は、大麻取扱者名簿の登録事項に変更を生じたときは、十五日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>6 大麻取扱者は、免許証をき、損し、又は亡失したときは、十五日以内に、その事由を記載し、且つ、き、損した場合にはその免許証を添えて、都道府県知事に免許証の再交付を申請しなければならない。</p> <p>7 大麻取扱者は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、十五日以内に、都道府県知事にその免許証を返納しなければならない。</p>					